

論点ごとの判例の到達点が瞬時にわかる 唯一の書 論点体系シリーズ!

平成25年12月の改正に対応した逐条解説!

公取委の企業結合審査事例・相談事例やガイドラインを踏まえて詳解!

論点体系 独占禁止法

全1巻

編著

白石忠志 (東京大学教授)

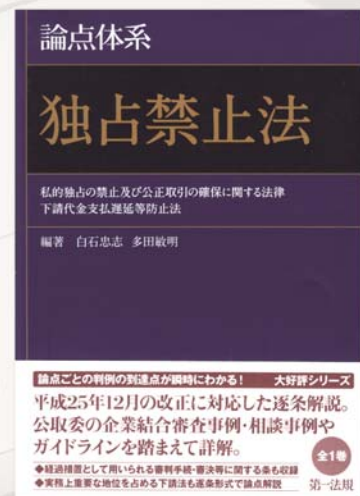
多田敏明 (弁護士)

A5判/上製 本体5,400円+税

- ◆経過措置として用いられる審判手続・審決等に関する条も収録
- ◆実務上重要な地位を占める下請法も逐条形式で論点解説

論点体系 独占禁止法 全1巻

私的独占の禁止及び
公正取引の確保に関する法律
下請代金支払遅延等防止法



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

◆条文の概要を簡潔に解説しています。

一般指定第1項 101

不正な取引方法

◆一般指定第1項

(共同の取引拒絶)

- 1 正当な理由がないのに、自己と競争関係にある他の事業者（以下「競争者」という。）と共同して、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。
 - 一 ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶し、又は供給を受ける商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。
 - 二 他の事業者に、ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶させ、又は供給を受ける商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。

【条文の概要】

本項の対象となる行為は、共同の取引拒絶のうち、購入に関する共同の取引拒絶である。平成21年改正により、供給に関する共同の取引拒絶が法律に昇格したため（独禁法2条9項1号）、本項では購入に関する共同の取引拒絶のみを対象としている。本項1号は直接の取引拒絶の場合、本項2号は間接の取引拒絶について規定する。

独禁法2条9項1号と本項では、供給に関する取引拒絶が購入に関する取引拒絶が異なるのみであり、その他の要件については共通することから、以下でまとめて記載する。

…… 論 点 ……

- 1 「競争者と共同して」
- 2 取引の拒絶
- 3 公正競争阻害性
- 4 「正当な理由」

◆論点を網羅的・体系的に整理しています。

論点 1 「競争者と共同して」

共同の取引拒絶に該当するためには、「競争者と共同して」取引拒絶を行う

102

場合でなければならないことが条文上明記されている。

「競争者」には、現に競争関係にある場合のみならず、潜在的に競争関係にある場合も含まれる。また、取引段階を異にする業者間であっても、部分的に競争関係にある場合（例えば、製造業者と販売業者が販売において競争関係にある場合など）も「競争者」に含まれる（田中寿編著・不正な取引方法42頁）。しかし、例えば、事業者が取引先事業者と共同して第三者との取引を拒絶する場合のように、競争関係にない者が共同して取引拒絶を行ったとしても、共同の取引拒絶には該当せず、「その他の取引拒絶」として一般指定2項の適用が検討されることになる。

「共同して」は、不当な取引制限の要件である「共同して」（独禁法2条6項）と同義であると解釈されている（白石・独禁法(第2版)169頁）。「共同して」に該当するためには、不当な取引制限の場合と同様、「意思の連絡」が存在すれば足りる（東京高判平成22・1・29判決集56巻第2分冊498頁（着うた事件））。

「(28170429)」 「意思の連絡」が認められるためには、必ずしも競争者間の明示的な合意の存在までは必要なく、「他の事業者の取引拒絶行為を認識ないし予測して黙示的に暗黙のうちにこれを認容してこれと歩調をそろえる意思」があれば足りる（同判決）。実務においては、間接事実の積み重ねにより、「意思の連絡」の存在が立証されることが多い。

■事例

着うた事件（前掲平成22年東京高判 [28170429]）は、レコード会社5社が、着うた提供事業を共同で行うための会社を設立し、同社に対して着うた配信業務を業務委託する一方で、他の着うた提供者に対しては楽曲の原盤権の利用許諾を拒絶した行為が共同の取引拒絶（昭和57年一般指定1項1号）に該当するとした公取委の審決に対して、レコード会社4社が審決取消しを求めた事案である。「共同して」の解釈が本件における重要な争点の一つであったが、東京高裁は、「共同して」に該当するためには、「単に複数事業者間の取引拒絶行為の外形が結果的に一致しているという事実だけでなく、行為者間相互に当該取引拒絶行為を共同する意思すなわち当該取引拒絶行為を行うことについての『意思の連絡』が必要となると解すべきである」としたうえで、「『意思の連絡』を認めるに当たっては、事業者相互間で明示的に合意することまでは必要ではなく、他の事業者の取引拒絶行為を認識ないし予測して黙示的に暗黙のうちにこれを認容してこれと歩調をそろえる意思があれば足りるものと解すべ

収録中の判例には、判例データベース『D1-Law.com 判例体系』の判例IDを記載しています。
『D1-Law.com 判例体系』をご契約の場合は、判決全文・解説等をすぐに確認できます。

◆事例として、論点における具体的な判例や審決をピックアップしています。

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 論点独禁法

検索

CLICK!

シリーズ既刊

保険法(全2巻) / 金融商品取引法(全2巻) / 判例労働法(全4巻)
判例民法(第2版)(全10巻) / 会社法(全6巻+補巻) / 判例憲法(全3巻)

好評発売中!